

(5) 解除の効果

金銭を返還する場合の規定に加え、金銭以外の物を返還する場合には、現物とともに、その受領時以降にその物から生じた果実を返還しなければならないこととした(545条3項)。

12. 危険負担

(1) 危険負担に関する規定の削除

民法 534 条 1 項及びこれを前提とする 535 条が削除され、売買の「目的物の滅失等についての危険の移転」(567 条)に関する規定が設けられた。これにより、売買の目的として特定された目的物が引き渡され、又は契約の内容に適合する目的物の引き渡しの提供がされた時以降に当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失・損傷したときは、買主はその滅失損傷を理由とする履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとされた。

(2) 反対給付の履行拒絶

536 条 1 項は、当事者双方の帰責事由によらずに債務が履行不能となったときは、債権者の反対給付も消滅することを定めていた。しかし改正民法は、これを変更し、債権者の反対給付は消滅せず、債権者に履行を拒絶する権利を与えるものとした。これによって、自己の反対給付を確定的に消滅させたい債権者は、解除の意思表示をしなければならなくなった。

また、債権者に帰責事由がある場合には、債権者は反対給付の履行を拒むことができないものとされた (536 条 2 項)。

13. 受領遅滞

受領遅滞の効果が明文化された。

- ①債務者における目的物の保存義務の軽減
- ②増加費用の債権者負担
- ③危険の債権者への移転

14. 債権者代位権

(1) 要件、内容

- ①差押禁止債権を被代位債権にはできない旨が追加された。
- ②履行期が到来していない場合の「裁判上の代位」が廃止された。
- ③代位行使の範囲、直接の引渡請求権、第三債務者の抗弁が明文化された（423条の2・3・4）。

(2) 債務者の処分権限、第三債務者による履行

債権者が代位権を行使した場合でも、債務者による処分は制限されず、第三債務者の債務者に対する履行も制限されないことになった。

また、第三債務者が債務者に対し履行することも妨げられないことになった（423条の5）。

(3) 訴えによる債権者代位権の行使と訴訟告知

債権者代位訴訟を提起した債権者は、債務者に対し訴訟告知をしなければならなくなった（423条の6）。

(4) 債権者代位権の転用

登記または登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権の規定が設けられた（423条の7）が、その他の転用型については見送られた。

15. 詐害行為取消権

(1) 要件等